

# 郡山市制施行 100 周年記念ロゴマーク募集要領

2022（令和 4）年 10 月 31 日 郡山市政策開発部政策開発課

## 1 趣旨

郡山市は、2024（令和 6）年に市制施行 100 周年という節目の年を迎えます。  
市制施行 100 周年記念事業をオール郡山で取り組むために、市民・事業者・行政等が実施する各種記念事業やポスター等に利用する「ロゴマーク」を広く募集します。

## 2 募集内容

上記「1 趣旨」を踏まえ、郡山市制施行 100 周年であることを一目で印象付け、郡山らしさを表現したロゴマークを募集します。

## 3 応募資格

国籍、年齢、性別、個人、団体（企業を含む）、資格、職業、プロ、アマの別を問いません。  
ただし、未成年者が応募する場合は、親権者等の法定代理人の同意が必要です。

## 4 募集期間

2022（令和 4）年 11 月 1 日（火）から 12 月 28 日（水）まで  
（郵送の場合は 12 月 28 日までの消印有効。持参する場合は土・日曜、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

## 5 応募条件

未発表の自作のもので 1 件の応募につき作品 1 点とします。（複数作品の応募は可能）

## 6 応募方法

(1) 作品の応募は、郡山市ウェブサイトの応募フォーム、郵送又は持参のいずれかによりお願いします。

### ア 応募フォームの場合

郡山市ウェブサイト内の応募フォームに必要事項を入力及び応募作品（デジタルデータ）を添付の上、送信してください。ファイル形式は G I F 又は J P E G とし、データサイズは 3 M B 以内としてください。

URL <https://www.city.koriyama.lg.jp/site/100th/51485.html>

### イ 郵送又は持参の場合

応募用紙を以下の提出先に郵送又はご持参ください。

【提出先】〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23-7 郡山市政策開発課宛

応募用紙は、郡山市ウェブサイトからダウンロードできるほか、政策開発課、市政情報センター及び各行政センターにおいて配布します。

- (2) 大きさは、10×10センチ程度で表現してください。ただし、最小使用サイズは、縦横幅1.5cm程度を想定していますので、考慮して作成してください。
- (3) 色数は自由ですが、単色及びモノクロで使用することもあるため、考慮して作成してください。
- (4) 任意の用紙を使用する場合は、A4サイズとし、作品の上下が分かるように、上側を「↑」で表してください。なお、用紙1枚につき、作品は1点とします。また、併せて次の事項を明記してください。
  - ・氏名 ・年齢 ・所属（勤務先、学校等） ・住所
  - ・電話番号（昼の時間帯につながる連絡先） ・応募ロゴマークの説明（100字程度）
- (5) 応募作品の元データ（フォトショップデータ、イラストレーターデータ等）は、審査が決定するまで保管し、郡山市からの要望があればご提出ください。
- (6) 提出していただく作品は手書きでも結構ですが、採用後デジタルデータに変換したものを提出していただく場合があります。
- (7) この要領による応募作品において郡山市イメージキャラクター「がくとくん」を使用する場合は、郡山市イメージキャラクターのデザインの利用に関する要綱第2条に規定する利用許諾申請は不要とし、自由に利用できるものとします。

## 7 賞金等

- (1) 最優秀賞（採用作品） 1点 賞金10万円 副賞 あさか舞（米）100kg
- (2) 優秀賞 2点 賞金5万円 副賞 あさか舞（米）10kg

## 8 選考方法

応募作品全てを郡山市ウェブサイトで公表の上、一般投票を実施した後、郡山市制施行100周年記念事業プロモーション委員会の意見を踏まえ、市長が決定します。

## 9 結果発表

2023（令和5）年3月末（予定）

審査結果については、ご本人に直接通知した後に、市ウェブサイトなどで公表します。

## 10 注意事項

- (1) 応募作品は、応募者自らが創作した未発表のもので、既存の作品と同一又は類似ではないものに限りません。
- (2) 採用作品の著作権は、著作権者人格権（著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 18 条 1 項、第 19 条 1 項及び第 20 条 1 項に規定する権利）を行使できないものとし、商標登録及び商品化に関する対価は無償とします。
- (3) 採用作品の著作財産権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利）、商標権その他一切の権利は、郡山市に帰属します。
- (4) 応募作品について著作権等に関わる問題が生じた場合は、全て応募者自らの責任と費用で解決していただきます。また、応募作品に関連して、郡山市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。
- (5) 採用作品に、一部修正又は追加を行う場合があります。
- (6) 応募作品は返却しません。
- (7) 応募に係る費用は、すべて応募者の負担とします。また、応募者が応募を行ったことにより被った損失及び損害については、郡山市は責任を負いません。
- (8) 本応募において、郡山市が応募者から取得した個人情報については、本事業実施に関わる事務以外には使用しません。ただし、最優秀賞及び優秀賞受賞者の氏名、年齢、所属、居住市町村名又は国名については、郡山市のウェブサイト等で発表するとともに、報道機関を含めた関係者に提供します。
- (9) 次に掲げる応募は、選考対象となりません。また、後日これらに違反していることが判明した場合は、採用を取り消すとともに、進呈した賞金等については全て返還していただきます。なお、取消に伴い、採用作品の著作権者が受けた損失及び損害等に対して、郡山市は一切の責任を負いません。
  - ア 法令又は本要領の規定に反する場合
  - イ 公序良俗に反する場合
  - ウ 著作権その他第三者の権利の侵害のおそれがある場合
  - エ 採用作品が既発表のものと同様若しくは酷似している場合
  - オ 提出書類に不備又は虚偽の記載をした場合
- (10) 受付通知及び不採用通知は行いません。また、選考経過のお問合せには対応しかねますのであらかじめご了承ください。

(11) 応募の時点で、この募集要領の記載事項に同意したものとみなします。

## 11 応募・問合せ先

郡山市 政策開発部 政策開発課

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

電話：024-924-2021 FAX：024-924-2822

メール：[seisaku-kaihatsu@city.koriyama.lg.jp](mailto:seisaku-kaihatsu@city.koriyama.lg.jp)